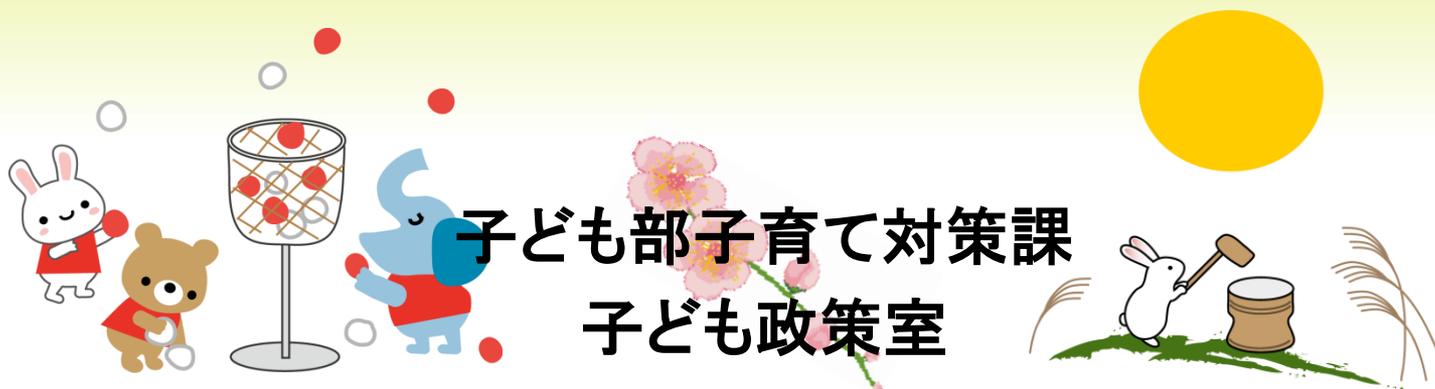




# 9月定例議会に提出する 条例（案）について



# ▶ 条例の制定について



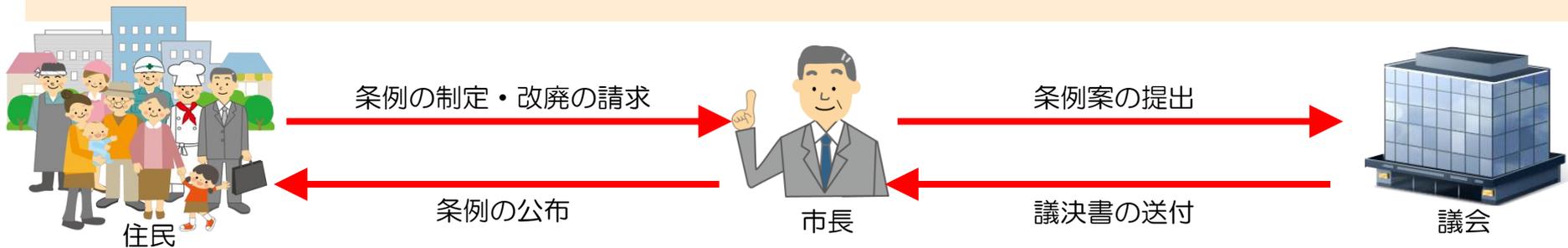
## 用語の定義

### 条例

**地方自治法**第14条第1項 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

※ 第2条第2項の事務・・・地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるもの

条例とは、普通地方公共団体の区域内において適用される**自治立法**であり、**国の法令に違反しない範囲**で定める。**議会の議決が必要**となる。



### 規則

**地方自治法**第15条第1項 普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。

規則とは、条例とともに普通地方公共団体が制定する自治立法であり、国の法令に違反しない範囲で**地方公共団体の長が定める**。議会の議決を必要としない。

# ▶ 今議会に提出する条例（案）の概要①



## 1 制定理由及び制定時期等

### 制定理由 ～上位法での規定～

#### 古河市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

子ども・子育て支援法第34条第2項  
同法第46条第2項

特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者は、それぞれ市町村条例で定める運営基準に従い、特定教育・保育及び特定地域型保育を提供しなければならないとされ、全ての市町村は、運営基準を定める条例の制定が必要になる。

#### 古河市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

子ども・子育て支援法  
整備法による児童福祉法の改正

市町村は、家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業）の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないこととされ、全ての市町村で条例の制定が必要になる。



### 制定時期

平成27年4月1日から新制度開始に伴い、各々の事業者が、新制度の運営を開始するにあたり運営基準を満たし、同日から基準の運用ができるよう今年度中に行う必要がある。

### その他

市町村が条例を定めるに当たっては、事業等に従事する者の数等は内閣府令や厚生労働省令で定める基準に従い、その他の事項については内閣府令や厚生労働省令で定める基準を参酌するものとされている。



# ▶ 今議会に提出する条例（案）の概要②

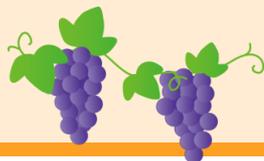


## 2 古河市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 条文内容

### 利用定員に関する基準

#### 特定教育・保育施設の内容

保育所・認定こども園：20人以上



#### 特定地域型保育事業の内容

家庭的保育事業：1人以上5人以下  
 小規模保育事業A型及びB型：6人以上19人以下  
 小規模保育事業C型：6人以上10人以下  
 居宅訪問型保育事業：1人

### 運営に関する基準（見出し、抜粋）

内容及び手続の説明及び同意 / 正当な理由のない提供拒否の禁止等  
 あっせん、調整及び要請に対する協力 / 受給資格等の確認 / 支給認定の申請に係る援助  
 心身の状況等の把握 / 小学校等との連携 / 特定教育・保育の提供の記録  
 利用者負担額等の受領 / 施設型給付費等の額に係る通知等 / 特定教育・保育の取扱方針  
 特定教育・保育に関する評価等 / 相談及び援助 / 緊急時等の対応  
 支給認定保護者に関する市への通知 / 運営規程 / 勤務体制の確保等  
 利用定員の遵守 / 掲示 / 支給認定子どもを平等に取り扱う原則 / 虐待等の禁止  
 懲戒に係る権限の濫用禁止 / 秘密保持等 / 情報の提供等  
 利益供与等の禁止 / 苦情解決 / 地域との連携等 / 事故発生の防止及び発生時の対応  
 会計の区分 / 記録の整備



# ▶ 今議会に提出する条例（案）の概要③



## 3 古河市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 条文内容

### 地域型保育事業の種類

家庭的保育事業

小規模保育事業

居宅訪問型保育事業

事業所内保育事業

### 共通項目

保育所等との連携 / 非常災害対策 / 職員の一般的要件  
 職員の知識及び技能の向上等 / 他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準  
 差別的取扱いの禁止 / 懲戒に係る権限の濫用禁止 / 衛生管理等  
 食事 / 食事の提供の特例 / 利用乳幼児及び職員の健康診断 / 規程  
 帳簿の整備 / 秘密保持等 / 苦情への対応



### 種類別項目



職員数 / 保育従事者 / 保育室等 / 屋外遊技場  
 給食 / 調理員に係る部分のみ  
 耐火基準 / 連携施設 / 地域枠の設定 / 共同運営

